

生きいき憲法

(題字：日野原重明)



東京の九条の会をつなぐ

九条の会 東京連絡会

Contents

九条の会東京連絡会 2月10日懇談会 アベ・スガ政権を葬り去るために 戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会共同代表/ 安保法制廃止と立憲政治回復のための市民連合呼びかけ人/九条の会事務局 高田 健さん……………	1
小森香子・小森陽一親子対談 「元氣と希望をもらった集会」でした！	6
映画を利用してみんなで話し合う場を作りましょう② 憲法を考える映画の会 花崎 哲さん……………	7
ねりま9条の会ポスター制作賛同のお願い/4月以降の主な日程/事務局お知らせ……………	8

九条の会東京連絡会2月10日懇談会 アベ・スガ改憲を葬り去るために

九条の会事務局/戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会共同代表

安保法制廃止と立憲政治回復のための市民連合呼びかけ人 高田 健さん

菅政権はいま、難問続出で八方ふさがりの状態です。支持率を見ると、30%台まで落ちて、内閣としては危険水域になってきています。ただ、ここまで内閣支持率が落ちているのに、そのぶん野党の支持率が上がるといったことはない。野党の支持率はほとんど1桁台で、2桁に届いていない。そこが大変むずかしいところです。

「国民投票法」

実は「改憲手続法」と呼ぶのが正解

今国会、2024国会は、コロナ国会ですから、その問題が中心ですが、九条の会の角度からいうと、最大の問題は「改憲手続法」です。世間では、新聞もテレビもそうですが、「国民投票法」と呼びます。私はきちんと「改憲手続法」と言うようにしています。正式名は「日本国憲法の改正に関する手続法」です。この法律が2007年につくられたときには、憲法の問題だけでなく、一般的に有用な課題についての国民投票を検討しようという議論を行っていました。原発や基地、安保など、そういった問題についても国民投票で意思を示すような制度があったほうがいいのではないか、という意見が野党の一部から

あって、それを含めて国民投票の議論をしたわけです。ただ、議論はしましたが、この法律が前提とするのは憲法に關することだけです。ですから、一般の国民投票法ではなく、憲法改正手続法、改憲手続法と呼ぶのが正解なんです。

また、国民投票法以外のこともこの法律には入っていて、たとえば今国会で開かれている憲法審査会のあり方なども入っている。そういう意味で、私は「改憲手続法」と呼ぶことにこだわっています。

「欠陥だらけの改憲手続法」

私たちは、この法律は抜本的な改正なしに動かしてはならないと主張しています。この法律は2006年に提起され、2007年に採決されました。2007年、参議院で採決されたとき、3項目の付則と18項目の付帯決議がつけました。この事実が、この法律がどれだけ問題がある法律か、どれだけの討議が尽されていないかということを示しています。これから議論の必要なのが18項目あるということです。それだけ問題があったわけです。

その中に、18歳の投票権の問題が入っていたのですが、18歳投票権を具体化するために、2014年

に法改正を行いました。このときも改めて議論してみると問題続出で、衆議院で7項目、参議院で20項目の付帯決議がつくことになりました。要するに、こういう法律は欠陥法律、非常に不十分な法律だということですから。このまま国民投票を行ってしまつたら、民意が正確に反映されない。だからこれは抜本的に検討しなおさない、というのが市民運動や野党の皆さんの意見でした。とくに、日弁連は会長意見や日弁連の意見という形で、この法律について批判をしてきました。

主たる問題点

たとえば、テレビやラジオ、インターネットのマーシャルは無制限、自由にやってよろしいという規定になっている。この法律全体が、自由にやるということ象徴した法律ですが、その延長でテレビコマースも自由に行つてよいということです。ただし、自由にやつたらどうなるか。金のあるものが勝つ。金があればあるほどテレビコマースをどんどん打てる。そういう条件のもとで国民投票が行われれば、票を金で買うという法律と変わりません。

ほかに、日弁連が指摘しているようにたくさん問題があります。たとえば最低投票率が決められていない。一般的にヨーロッパなどをみると、国民投票は市民の参加が過半数や3分の2に達して、はじめて憲法改正の国民投票として有効だといわれるところがが多い。日本の国民投票は最低投票率規定もない。ですから、投票率が20%でも30%でも、そのうちの過半数がとれば改憲ができる。つまり、10%、15%で憲法改正ができるという問題があります。ほかにも問題は際限なくあります。

自民・公明・維新の党の改正案

しかし、今国会に自民・公明党、維新の党が賛成して提起されている改正案の趣旨は、コマースや最低投票率といった基本的な問題についてはなく、きわめて小さな問題の修正を加える案です。私は「微修正」と言っています。どうしてそういう案を出さなければいけなくなつたか。公職選挙法を改正したからです。投票所を少し増やす、洋上での投票など、最低限、公職選挙法と横並びになるくらいの法律改正は必要ではないかということで、自民・公明党はいよいよやこういう修正案を出しています。公選法並びの改選案とされています。

自民・公明党は、この公選法並びの改正案で改憲手続法の修正を終わらせようとしています。もっと根本的な問題がある、その議論をしないで、公選法に合わせた形だけ整えるだけの修正はけしからんというのが、この間出てきた批判です。

2018年の6月に、この公選法並びの修正案が自民・公明党から出されました。そのあと、昨年、年末の国会まで計8回、国会が開かれました。この8回の中で、憲法審査会が開かれたこともある、あるいは2、3回開かれたこともあります。こんな乱暴な進め方はないと野党が抵抗し、いろいろ混乱したなかで、憲法審査会は必ずしも順調には進まず、法律が提起されてから8国会にわたって、この法律の結論が出ないままです。8国会にわたって採決がでないでいる。やはり、この法律の問題点をすくく表していると思います。

「なんらかの結論」で 立憲民主党と自民党が合意

こんどの国会で、けっこう大変だと思つていることがあります。昨年年末の臨時国会で、憲法審査会で改憲手続法の修正案の議論をしたときに、もう7国会にわたって議論をしたのだから、実際はそれほど議論していませんが、そろそろ打ち切りだ、採決しようという緊急動議が維新の党から出ます。自民党もそろそろ採決すべきだということを繰り返して言っていました。そういう状況もあつて、もしかしたらこの法律の採決ということになるかもしれないと、私たち総がかり行動実行委員会なども早々に緊張し、傍聴行動や国会前行動など、さまざまな形で行動して、野党の議員の皆さんに頑張れという後押しを続けてきました。実は昨年、年末は大変だったんです。

採決するかどうかという瀬戸際、自民党の幹事長と国対委員長、立憲の幹事長と国対委員長の二者会談が行われました。そこで自民党の二階幹事長から出た妥協案というのが、維新の党がいうような採決は今回はやらない、ただし、次の国会では、この憲法審査会は「なんらかの結論を出す」ようにしようというものでした。それで、立憲にとつて、この国会で強行採決されないことは勝利だったわけですが、問題は「何らかの結論を次の国会(今国会)で出す」という非常に微妙な約束です。立憲と自民党の間でそういう妥協が図られ、私たちもほっとしましたが、「来年は大変だなあ」と思いました。「何らかの結論」という、お互いに玉虫色の妥協をしたわけですが、自民党の二階さんに言わせれば、この通常国会で採決するということを立憲と約束した、何らかの結論

といったら、それ以外にないだろうということ。立憲は「何らかの結論」にはいろんな幅がある、採決するに限ったものではないと、今のところそう主張しています。

揺らぐ立憲民主党

これから6月までの国会の間に、改憲手続法について「何らかの結論を出す」、そういう憲法審査会が開かれていきます。これはけっこうやっかいです。立憲がそういう妥協をする背景には、野党はいたずらに憲法の議論を避けて先延ばししている、憲法審査会という場があるのに、まじめな憲法の議論に野党は乗らない。世論の大多数は憲法の議論をまじめにしなさいと言っているのに、立憲はそれに応じない、共産党も応じない。自民党からの批判だけでなく、読売新聞など大手のメディアからも野党批判の風がかなり強い。この風を感じて、とくに立憲の



人たちは揺らぐわけ。自分たちが無理に抵抗していると世間の人たちに受け取られていることに神経質になって、妥協しながら進んでいるわけです。

いま立憲はけっこう大きくなりました。この立憲と自民党の幹事長の間で重要な問題がほとんど決まってしまう。こんどの感染症法の罰則の問題、これはむずかしい問題です。当初、自民党は懲役まで含めて提案してきました。立憲は世論を背景に、そんな刑事罰がつくような罰則はだめだと反撃するわけです。結局、刑事罰はつけない、行政罰については50万円を30万円にする、30万円を20万円にするといった妥協さえ幹事長どうし、国対委員長どうしで行われる。この評価がむずかしい。立憲はよく頑張つて刑事罰を阻止した、自民党が強硬にやろうとしていた刑事罰を阻止した、たいしたもんだ。50万円を30万円に下げた、これもたいしたもんだというのか。それとも、30万円であれば、刑事罰はつけないといながら、罰を認めてしまうのはどうなのか。市民運動の側からいうと、そういう意見です。立憲の人たちからすれば、国会対策の中で精いっぱい抵抗をして、ここまで押し留めてきた、自民党の攻撃を阻止してきたと思っただろうと思います。そのへんの評価が非常にむずかしいところ。この感染症法は、たった4日間しか議論されていません。ほとんど議論になっていない。2つの大きな党が交渉で決めてしまうので、ほかの党や世論はほとんど口出しできないうちに行政罰だけ決まってしまう。野党の立憲民主党が一定の力をもってきたためにこういう状況になっている。改憲手続法の問題もそうです。私たちは立憲の国対委員会に対して、こうだからこれこれを絶対阻止してください、こういうふうな反論してくださいと、いろいろ文書を持つ

て行って説得しようとするんですが、むずかしい問題があります。こんどの国会で下手をすると、自民・公明党の修正案の採決がないとはいえない。とくに、世論がそれを望んでいるということを立憲が非常に気にしています。

世論の働きかけで立憲野党を支える

そういうなかで、あと何ヵ月かある国会の中で、どうなるかわからない。だから、この時期に、世論が立憲民主党をはじめとする野党各党に対して、自民党がいま強行採決するのは絶対間違いだ、阻止しなければいけないと、私たちが大きく働きかけて支えていくことが非常に重要な局面になっています。それが弱いと、たぶん押し切られてしまいます。自民党は、一定の決着がついたのだから、ほかの問題がいろいろあるといっても、最低限、公選法並びという点ではクリアしたのだから、さあ憲法改正の議論に入りましょう、私たちは4項目の改正案を用意しています、これについて皆さんのほうも改憲案を出して一緒に議論しましょうという流れになるわけです。改憲案の本格的な議論に入りたいというのが今の自民党の狙い、公明党、維新の党の狙いです。

憲法審査会での不文律

引き継がれてきた紳士協定

日本国憲法、最高法規についての議論を行う委員会というところで、2000年から憲法調査会ができましたが、発足いらい20数年、憲法審査会は他の委員会とちがう特徴があります。

初代の会長だった自民党のボス、中山太郎氏、その後、中山さんの弟子は「憲法族」と自民党の中では呼ばれ、船田元氏、保岡興治氏（故人）、中谷元氏

などです。この中山太郎氏が主導して憲法調査会、憲法調査特別委員会、憲法審査会の不文律をつくってきました。憲法だから、大政党、少数会派の区別をしない、それぞれみんな憲法についての一定の見解があつて、非常に重要な問題だから、大きい小さいで差別をしない、みんな平等に議論を行う。強行採決をしない、熟議を尽くし議論を十分たたくわせて合意を図る、憲法についての議論はそうあるべきだというのが原則。これは野党も異論はなく、憲法審査会発足以来、そういう伝統が引き継がれてきました。

実際には、野党が反対したにもかかわらず、強行採決を行ったり、野党が欠席しているのに会議を強硬に開こうとしたり、自民党と野党のたたかいです。いろいろなことがありました。しかし、他の委員会から見ると、憲法審査会は与野党間の紳士協定をずっと引き継いで行ってきました。それから考えても、ここまで改憲手続法について野党と与党の間の意見が違うのに強行採決をやつていいものか。その議論は一つ成り立つと思いません。そういったことは憲法調査会以来の伝統に反する。だから立憲民主党はそこで臆することなく頑張りなさい、とすることができるとは思います。

■世論調査から見えてくること

憲法問題を優先と考へていない世論

昨年の暮れあたり、各社が世論調査を行うなかで、こういった世論調査が行われました。「いま菅内閣にどの課題が一番取り組んでほしいと思うか」。一択を示す場合といろいろな選択肢を示して、2つだけ選択してください。あるいは、大事だと思ふものにみな○をつけてくださいという場合もあります。この3

種類の世論調査が行われますが、○をいくつでもつけていいというところが一番多くなりますが、それでも憲法を急ぐべきだというのは、9%にも届かない。一択だと、1%台です。ですから、多くの人は今この時期に憲法問題を優先的に議論してくださいという考えではない。ところが、安倍さんはずっとそうじゃないと言ってきた。国民が、有権者が憲法問題を議論しろと望んでいるのに、野党がこれに応じない、野党は国民世論に反している、ということ

を安倍さんはずっと言い続けてきた。ですから、不文律の問題と、世論が考えていることを踏まえて、そして議論が尽されていないという理由から、憲法審査会では改憲手続法を強行採決してはならない、もっと徹底して議論しなさいというのが私たちの意見です。どこからみてもまったく正論です。そういう状況で今回の国会が開かれていくわけです。

■安倍退陣の理由

そのうえでもう一つ、基本的な問題について言っておきたいことがあります。安倍内閣がなぜ倒れたのか。安倍内閣が成立してから、第一次安倍内閣の2006年から、さらに2012年の暮れから7年8ヵ月、この間私たちはアベ改憲阻止ということで活動を続けてきました。安倍晋三は自分の最大の政治目標を憲法改正に置きました。戦後レジームからの脱却などいいながら、憲法を変えろということが彼の最大の政治目的だった。今回、二度目の退陣の理由は二つあります。一つはコロナ対策がまったくの失敗だったということ。安倍晋三のもとで行われたのはマスクくらいです。それからもう一つは、最大の目標の憲法改正案の問題で、世論がちつとも

言うことをきいてくれない。自分が世論に働きかければかけるほど、年々すすむほど、憲法は変えないほうがいい、9条は変えないほうがいいという世論が強くなる。これだけ一生懸命、この憲法はひどい憲法だから変えようと、ずっと訴えてきたのに、もう2020年の段階になると、もう見込みがつかない。そして、一時は衆参で、96条に関して3分の2を取ったものの、この前の参議院選挙で、3分の2を割ってしまった。改憲発議すらできない。自分の任期中に改憲をやると言ってきたのに、できないということが非常にはっきりした。ですから、彼の辞任決意表明は、「(改憲の)国民的議論が十分に盛り上がらなかったのは事実。それなしに進めることはできないと痛感している」「志半ばで職を去ることは断腸の思い」。自分が目指そうとした改憲がうまくいかない。世論がちつとも自分の言うことを支持してくれない。もうダメだ、と。その後の、安倍さんの復活。病気だけで辞めたと思つたらお人好しです。やはり、この二つが最大の理由です。

■安倍改憲を阻止した世論の壁

私があえて今このことを言うのは、このことに9条の会は、あるいは全国の市民運動は確信をもつべきだということです。安倍さんが困つたこの世論をつくり出してきたのは誰なのか。あの2000年代の初めから、2006年のときから、さまざまなたたかいを行つて、53憲法集会などいろいろな共同行動をつくつて、2014年、2015年の安保闘争も行い、戦争法に反対する2000万人署名に取り組み、そのあと、改憲反対の3000万人署名運動を行いました。その後も改憲発議阻止の署名運動を行い、街頭に立ったり、職場で集会を行ったり、

地域で講演会を催したり、デモを行ったり、いろんな努力をこの20年にわたって、日本の市民運動は行ってきた。これが安倍さんに味方をしない世論をつくり出した力なんです。

安倍内閣が倒れたとはいえ、安倍さんは自分で転んだんだ、我々の手で倒したかった、韓国みたいにキャンセルで倒したかった、その点日本の市民運動はダメだよな、と言う声がちらほら聞こえてきます。そうではないでしょう、と私は言いたい。安倍さんが一番率直に白状しているように、いまお話ししたような理由で政権を投げ出した。これは9条の会の人たちに話すときは、比較的わかってもらいやすい話です。みんな一生懸命署名運動に取り組んできた、世論をつくるために一生懸命努力してきた人たちは、やはり肌で感じていますから。韓国の仲間たちが日本の市民は本当によく頑張っている、いろんな場で励ましてくれます。お世辞もあるかもしれませんが、韓国の民衆と連帯しながら、悪政を続けてきた安倍政権を倒した。この点に関しては、私たちは確信をもつ必要があるのではないかと思います。

■ 改憲阻止、菅内閣打倒への重要なたたかい

— 4月25日3つの補選

どんなに遅くとも今年の10月には衆議院選挙が行われます。この衆議院選挙で改憲発議ができない状態をつくること。それが最低限の目標になると思います。菅政権を倒すことによって、改憲発議ができません。菅政権を倒すことによって、改憲発議ができない状態をつくる。連合政権、野党連立政権という声があります。それを本当に実現できるかどうか、これからの私たちの努力にかかっています。

コロナなど、非常にやりにくい情勢の中で、私た

ちが菅内閣を倒して、新しい野党政権をつくっていくことができるかどうか。これは政党と政党との問題があって、なかなか簡単ではないです。「野党が候補者を一本化するの当たり前ではないか」、「なぜできないんだ、遅い」、「市民連合は何をやっているんだ」という電話が私のところにけっこうかかっています。それが、政党は政党の目標や戦略があって、それに基づいて各野党がそれぞれすすめているわけです。それに対して私たち市民が働きかけていくという形になります。この時期に候補者を早く一本化するという気持ちは私たちもまったく同じですが、政党間の調整の問題があって、なかなか一本化がすぐにできる状態にはなっていない。

いろんな選挙区の事情がありますから、全国289の小選挙区すべてで野党統一候補をつくるのは厳しいかなと思っています。最低限やらなければいけないのは、現職がいるところと、野党が結束すれば自民・公明を打ち破れる選挙区に関しては、必ず一本化する。それ以外のところは、それぞれの党がそれぞれで頑張るといったたたかいは、それぞれのことがあるかもしれない。大多数の重要なところで一本化を実現して、自民党、公明党の政治を打ち破るといのが今求められていることです。

以上のことを考えると、4月25日の3つの国政補欠選挙、長野と広島の参議院選挙、北海道2区の衆議院選挙で、私たちが勝利するたたかいは行えば、菅政権はもたないと思います。そういうたたかいはこの3つでできるかということです。ただ、この3つの選挙も正直に言うところ、らくではないです。北海道は市民連合が非常に強いところ。野党の勢力も非常に強いところ。しかし、北海道2区は今、共産党と立憲民主党の両方が候補者を出してい

て、これを一本化できるかどうか、むずかしい調整をしているところ。いろいろな理由があります。広島選挙区の場合は、もともと岸田派の強いところで、自民党が全体に強いところですから、そこで一人だけを選ぶ選挙というところ、従来から自民党が圧倒的に強く、2番目に野党が滑りこむという選挙でしたから、こんどの広島選挙もけっしてらくではない。

長野だけはどうかやら一本化ができそうです。羽田さんが亡くなり、羽田さんの弟さんが出ると言っています。市民連合も野党も強いし、この間の選挙で勝ってきています。この3つの選挙区でも必ずや一本化を成し遂げて、菅内閣を打倒していく、改憲を阻止していくたたかいはやっていたいと思っ

いいね! 憲法9条



「いいね! 憲法9条」ポスター

ひきつづき1枚110円(送料別)で頒布を行っておりますので、屋内・外に貼り出すほか、駅頭・街頭スタンディング、集会の際に、ぜひご活用ください。ご注文は、九条の会東京連絡会まで。

武器よりいのちと生活を
九条の会東京連絡会
TEL.03-5812-4495 FAX.03-5812-4496
E-MAIL: info@kyuho.or.jp